

陸上自衛隊桂駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	京都府京都市 西京区	川島六ノ坪町
対象防衛関係施設 の区域	京都府京都市 南区	久世高田町（次の図面に示す部分に限る。）
	京都府京都市 西京区	川島五反長町、川島六ノ坪町、下津林田、下津林津森、下津林番条及び下津林八島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	京都府京都市 南区	吉祥院石原西ノ開町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院石原橋上、吉祥院新田参ノ段町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院新田下ノ向町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院新田式ノ段町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院堤外（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院堤外町（次の図面に示す部分に限る。）、久世大築町（次の図面に示す部分に限る。）、久世大藪町（次の図面に示す部分に限る。）、久世上久世町、久世川原町（次の図面に示す部分に限る。）、久世高田町、久世殿城町（次の図面に示す部分に限る。）、久世中久世町一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び久世中久町
	京都府京都市 西京区	牛ヶ瀬青柳町、牛ヶ瀬葎ノ本、牛ヶ瀬奥ノ防町、牛ヶ瀬川原口町、牛ヶ瀬新開、牛ヶ瀬新田泓町、牛ヶ瀬高勿町（次の図面に示す部分に限る。）、牛ヶ瀬堂田町、牛ヶ瀬西柿町、牛ヶ瀬林ノ本町、牛ヶ瀬的場（次の図面に示す部分に限る。）、牛ヶ瀬見附、牛ヶ瀬南ノ口町、牛ヶ瀬山柿町、牛ヶ瀬弥生町、櫻原畔ノ海道、櫻原石畑町、櫻原井戸、櫻原宇治井町（次の図面に示す部分に限る。）、櫻原宇治井西町（次の図面に示す部分に限る。）、櫻原江ノ本町、櫻原釘貫、櫻原口戸、櫻原甲水、櫻原五反田、櫻原里ノ垣外町、櫻原下池田町（次の図面に示す部分に限る。）、櫻原角田町、櫻原茶ノ木本町、櫻原塚ノ本町（次の図面に示す部分に限る。）、櫻原佃（次の図面に示す部分に限る。）、櫻原庭井、櫻原八反田、櫻原比恵田町、櫻原平田町（次の図面に示す部分に限る。）、櫻原前田町（次の図面に示す部分に限る。）、櫻原水築町、櫻原三宅町、櫻原山路、櫻原六反田、櫻原分田、桂浅原町（次の図面に示す部分に限る。）、桂朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、桂市

		<p>ノ前町（次の図面に示す部分に限る。）、桂稻荷山町、桂北滝川町（次の図面に示す部分に限る。）、桂木ノ下町（次の図面に示す部分に限る。）、桂滝川町（次の図面に示す部分に限る。）、桂西滝川町、桂野里町（次の図面に示す部分に限る。）、桂南滝川町、川島有栖川町（次の図面に示す部分に限る。）、川島粟田町、川島梅園町、川島北裏町、川島五反長町、川島権田町（次の図面に示す部分に限る。）、川島桜園町、川島三重町、川島尻堀町（次の図面に示す部分に限る。）、川島竹園町、川島玉頭町、川島調子町、川島寺田町、川島流田町、川島滑樋町、川島野田町、川島東代町、川島松園町、川島松ノ木本町、川島蒔田町、川島六ノ坪町、下津林北浦町、下津林楠町、下津林芝ノ宮町、下津林大般若町、下津林田、下津林津森、下津林中島町、下津林番条、下津林番条町、下津林東芝ノ宮町、下津林東大般若町、下津林前泓町、下津林水掛町、下津林南大般若町、下津林南中島町、下津林八島及び下津林六反田</p>
	<p>京都府向日市</p>	<p>寺戸町石田、寺戸町瓜生、寺戸町北前田（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町九ノ坪、寺戸町蔵ノ町、寺戸町笹屋、寺戸町三ノ坪、寺戸町志賀見、寺戸町修理式、寺戸町正田、寺戸町新田（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町寺田、寺戸町永田、寺戸町二ノ坪、寺戸町八ノ坪、寺戸町八反田、寺戸町東御泥、寺戸町七ノ坪、寺戸町飛龍（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町向畑（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町山縄手（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町池ノ裏、物集女町ヲサン田、物集女町北ノ口（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町クヅ子、物集女町御所海道、物集女町五ノ坪、物集女町坂本、物集女町立田、物集女町田原、物集女町出口（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町堂ノ前、物集女町燈籠前、物集女町中海道（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町中条、物集女町長野（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町南条（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町羽子田、物集女町豆尾、物集女町森ノ上、物集女町森ノ下及び物集女町吉田</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方</p>		

が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊桂駐屯地周辺地域 (京都府京都市西京区川島六ノ坪町)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

